

## 第3 事業実施計画

### ●基本方針 第1 地域福祉活動推進のための総合相談・生活支援体制強化の推進

#### 推進項目 1 地域福祉活動の推進

##### (1) 総合相談体制及び生活支援体制の強化

\* 市町村社協における総合相談体制等の実施社協数（累計）

令和4年度実績 40社協⇒令和5年度目標 43社協

##### □実施計画 ア 生活困窮者自立相談支援事業の推進・支援（31町村対象）

生活困窮者及び当該世帯が抱える多様で複合的な生活課題に応じて、必要な情報提供や助言を行うとともに、居住、就労、家計等の支援を一体的に提供する。また、プランに基づいた包括的な支援により、生活困窮者の自立促進を図る。

##### 1 生活困窮者自立相談支援事業の実施

(1) 時期 通年

(2) 内容 31社協との連携により、各町村において、生活困窮者に対して自立に向けた相談支援を実施する。

ア 各町村社協に総合相談支援窓口を設置し、相談支援員・就労支援員（兼務）を配置する。

イ 県内の各圏域に自立相談支援窓口を設置し、主任相談支援員1名を配置する。

①玉名郡（和水町社協） ②菊池郡（大津町社協、菊陽町社協）

③阿蘇郡（西原村社協） ④上益城郡及び下益城郡（益城町社協）

⑤八代郡及び芦北郡（芦北町社協） ⑥球磨郡（あさぎり町社協）

⑦全町村及び天草郡（県社協）

ウ 一時生活支援事業を実施する事業所に自立相談支援員1名を配置する。

##### 2 支援調整会議の開催

(1) 時期 通年

(2) 場所 各県福祉事務所等

(3) 内容 プランの内容が適切なものであるか確認を行うとともに、プランに基づく支援について関係機関との調整を行う。

##### 3 自立相談支援員研修会の開催

(1) 時期 1月

(2) 場所 熊本市

(3) 内容 相談支援における援助技術や関係機関・団体との連携方法等について知識と理解を深め、相談支援員の資質向上を図る。

##### 4 担当者連絡会議の開催

(1) 時期 1月

(2) 場所 熊本市

(3) 内容 事業実施上の課題検討、情報交換など

##### 5 主任相談支援員情報交換会の開催

(1) 時期 6月・2月

(2) 場所 熊本市

(3) 内容 事業実施上の課題検討、情報交換など

6 関係機関・団体情報共有会議の開催

- (1) 時期 6月
- (2) 場所 熊本市
- (3) 内容 連携強化のための情報共有・課題検討

7 くまもと就職氷河期世代活躍支援プラットフォーム会議への参画

- (1) 時期 10月・3月
- (2) 場所 熊本市
- (3) 内容 就職氷河期世代で不安定な就労状態にある方や無業状態にある方、ひきこもりの方の就労支援や社会参加等を目的とした本会議へ参画するとともに、伴走型で支援する自立相談支援機関並びに地域の関係機関や民生委員・児童委員と連携した支援に取り組む。

8 アウトリーチ等の充実による自立相談支援機能強化事業の実施

- (1) 時期 通年
- (2) 内容 アウトリーチ支援員を町村部の社協に3名程度配置し、関係機関とのネットワークを形成する。また、ひきこもり状態にある方など、長期にわたり支援が必要な方に対して、丁寧な支援を展開する。

9 生活困窮者自立相談支援事業の体制強化事業の実施

- (1) 時期 通年
- (2) 内容 感染症の影響を受けた経済環境の悪化による新規相談件数の増加に対応するため、自立相談支援員を補佐する支援員を町村部の社協に7名程度配置し、生活に困窮される方への支援の強化を図る。

10 広報啓発

チラシ等の作成配布や社協広報誌への記事掲載、関係者への事業説明等を通して、事業の広報啓発を図る。

□実施計画 ア-2 生活困窮者自立相談支援員等研修事業（45市町村対象）

県内の生活困窮者自立相談支援員等の資質を向上させるための研修を実施する。

1 相談支援員初任者研修会の開催

- (1) 時期 6月
- (2) 場所 熊本市
- (3) 内容 相談支援員の初任者を対象に、相談対応、支援の基本、制度の概要等を理解するための研修を実施する。

2 相談支援員・就労支援員合同研修会の開催

- (1) 時期 11月
- (2) 場所 熊本市
- (3) 内容 相談支援員・就労支援員のスキルアップのための実践的研修を実施する。

3 主任相談支援員研修会の開催

- (1) 時期 2月
- (2) 場所 熊本市
- (3) 内容 主任相談支援員のスキルアップのための実践的研修を実施する。

#### 4 主任相談支援員、相談支援員・就労支援員合同研修会の開催

(地域共生社会推進人材養成研修会と同時開催)

- (1) 時 期 9月
- (2) 場 所 熊本市
- (3) 内 容 主任相談支援員、相談支援員・就労支援員のスキルアップのための実践的研修を実施する。

#### □実施計画 イ 地域の支え合い、助け合いの推進・支援

世代や属性にとらわれず誰もが参加できる地域づくりを目指し、制度の枠にとらわれない柔軟で地域のニーズに即した支え合いや助け合いの仕組みづくりに向けた取組みを推進・支援する。

##### 1 生活支援コーディネーターの養成及び活動支援

地域支援事業において、多様な生活支援サービスの開発や体制づくりを行う生活支援コーディネーター及び事業担当職員の養成とその活動を支援する。

##### (1) 生活支援コーディネーター養成研修の開催

- ア 時 期 8月（基礎編）・10月（実践編）
- イ 場 所 熊本市
- ウ 対 象 社協や地域包括支援センター等に配置された生活支援コーディネーター、行政職員等
- エ 内 容 生活支援コーディネーターに求められる機能や実践について知識と理解を深め、生活支援サービスの体制整備や充実に向けた知識・技術等の向上を図る。

##### (2) 生活支援コーディネーター連絡会議の開催

- ア 時 期 12月（全3回）
- イ 場 所 未定
- ウ 内 容 生活支援サービスの体制整備とサービス内容の充実に向けて、他地域の取組みや先進事例等の情報共有を通して、課題解決に向けた方策を協議するとともに、活動圏域を超えた生活支援コーディネーター同士のネットワーク構築を図る。

##### 2 住民参加型在宅福祉サービスの普及促進

地域における生活支援を目的とした住民主体の地域福祉活動を支援するため、全国連絡会に参画し、住民参加型在宅福祉サービス実施団体の実態把握を行い、情報の共有化を行う。また、地域の子育て支援や生活支援サービスなど各種サービスの普及促進を図る。

- (1) 全国連絡会幹事会（6月・9月・12月・2月）
- (2) 支え合いをひろげる住民主体の生活支援フォーラム（10月）
- (3) 住民参加型在宅福祉サービス実施団体名簿の更新（12月）
- (4) ボランティア養成事業の支援（社会福祉振興基金助成事業）

市町村社協が実施するボランティア養成講座等の事業に係る経費の一部を助成する。

### 3 安心生活支援活動推進事業の実施（社会福祉振興基金助成事業）

(1) 時期 通年

(2) 内容 「誰もが住み慣れた地域で安心して暮らせるまちづくり」のために、市町村社協が取り組む事業に対して助成を行い、住民主体の地域福祉活動の促進と本県における地域福祉の推進を図る。

ア 地域における包括的支援体制を強化するための先駆的・先進的事業

イ 地域福祉活動計画の改定や社協発展強化計画の策定・改定、事業継続計画(BCP)の策定促進事業

ウ 地域の見守り・支え合い活動促進事業

エ 広域的支援モデル推進事業

### 4 地域の底力向上研修の開催

地域コミュニティにおける住民主体の地域福祉活動を支援するため、活動の中心となるリーダーを養成する。

\* 地域福祉活動の中心となる地域の担い手養成（累計）

令和4年度実績 34人⇒令和5年度目標 114人

(1) 時期 通年

(2) 場所 6市町村×各1回

(3) 対象 自治会長や民生委員・児童委員などの地域コミュニティにおける地域福祉活動のリーダー等

(4) 内容 地域福祉活動の事例や各種制度の説明、地域課題について検討を行う等の実践的な研修を実施し、住民主体による地域福祉活動を支援する。

### 5 地域共生社会推進人材養成研修会の開催

地域における複合化・複雑化した生活課題に的確に対応するため、各制度の相談支援機関の職員等を対象に、多機関協働による課題解決や包括的な支援体制の構築に向けて必要な知識の習得とスキルの向上を図る。

\* 地域福祉を推進するコーディネーターの人材育成（累計）

令和4年度実績 808人⇒令和5年度目標 884人

(1) 時期 9月

(2) 場所 熊本市

(3) 対象 地域福祉コーディネーター、生活支援コーディネーター、市町村社協、社会福祉法人の職員等

(4) 内容 複合化・複雑化した課題への対応、また、福祉分野の横断的な連携を図るため、地域共生社会を推進するためのスキル向上を図る。

### □実施計画 ウ 「熊本見守り応援隊」協定に基づく地域福祉活動の推進・支援

「熊本見守り応援隊」協定締結機関及び市町村社協・民生委員児童委員協議会（以下「民児協」という。）の連携により、小地域における福祉活動を促進する。

#### 1 「熊本見守り応援隊」協定に基づく地域福祉活動の推進・支援

県、市町村社協、民児協、県警察本部、協力事業者が相互に連携し、実施する「熊本見守り応援隊」の周知等について協力する。

また、協定締結団体が相互に活動状況を共有する機会の設置に向け、県と協議を進める。

## (2) 県地域支え合いセンター支援事務所の運営

### □実施計画 エ 市町村地域支え合いセンターの運営支援

令和2年7月豪雨により、県内7市町村が設置する「地域支え合いセンター」の活動や課題解決を支援するため、総括支援相談員による巡回訪問を実施する。

また、専門職・アドバイザーの派遣、関係機関・団体との連携、人材育成のための研修会や連絡会議等の開催、情報管理システムの運用管理等による総合的な支援を実施する。

さらに、既存の地域福祉施策への移行に向けて、地域包括支援センターや生活困窮者自立相談支援員、区長や民生委員・児童委員等の地域の支援者とのネットワークづくりを支援するとともに、地域支え合いセンターの運営が適切に行えるよう、これまでの支援事務所の支援活動の記録を活かして、マニュアル等の整備に努める。

#### 1 総括支援相談員の配置 3名

市町村地域支え合いセンター（以下「市町村センター」という。）に配置された生活支援相談員等が、効果的な活動を展開できるよう、総括支援相談員を配置し、活動全体の支援・調整を行う。

〔市町村センター設置の7市町村〕

八代市、人吉市、芦北町、津奈木町、相良村、山江村、球磨村

#### 2 総括支援相談員による市町村センターの伴走型支援

令和4年度に作成した『熊本県地域支え合いセンター支援事業「平成28年熊本地震」活動記録誌』を活用し、市町村センター開所から閉所までのフロー図等を作成することで、各フェーズで求められる支援や具体的な支援の方向性などの助言を行う。

また、生活再建が困難な世帯や専門職による支援が必要と思われる世帯に同行訪問を行うなど、課題解決に向けた市町村センターの活動支援に取り組む。

#### 3 一般施策との連携強化

地域福祉や生活困窮等の施策を所管する行政や社協等と情報共有を図り、適切な情報周知を行うなど、一般施策への繋ぎを意識した体制作りを支援する。特に、要支援世帯については、ケース会議等の関係機関による協議の場を調整し、専門機関や団体等との広域的な関係調整を行う。

#### 4 住まいの相談窓口との連携強化

住まいの再建課題を抱える世帯に対して、県が実施する生活再建支援専門員等との連携を図り、市町村センターとの情報共有や課題検討の場の調整を支援する。また、住まい相談窓口との円滑な連携を図る。

#### 5 市町村地域支え合いセンター生活支援相談員等研修会の開催

- |        |  |
|--------|--|
| (1) 時期 | 10月  |
| (2) 場所 | 県南地域（被災市町村）  |
| (3) 内容 | 市町村センターの相談員等が被災者支援に必要な知識や技術を習得するとともに、支援活動に必要な情報の提供を図る。 |

## 6 地域支え合いセンター連絡会議の開催

- (1) 時期 5月、10月、2月
- (2) 場所 県南地域（被災市町村）
- (3) 内容 市町村センター間の情報の共有や共通する課題の検討、被災者が抱える個別課題の解決に向けた関係機関・団体との連携方法等についての協議を行う。

## 7 専門職・アドバイザー派遣の実施

市町村センターの運営や被災者支援に関する課題の対応等を行うため、弁護士、司法書士、社会福祉士等の専門職や先災県の社協職員など専門知識を有する人材を派遣する。（通年：延べ30回程度）

## 8 情報管理システムの運用管理

生活支援相談員等による訪問活動の効率化を図るとともに、情報収集・統計資料作成を迅速に行うため、被災者情報を収集・管理するシステムの運用管理を行う。

また、地域支え合いセンター事業を終了した市町村センターに対し、情報管理システムのデータ化（PDF化、Excel化）を行い提供する。

### (1) サーバーの継続設置

令和2年7月豪雨の市町村センター 7か所

## □実施計画 オ 被災地域のコミュニティづくりの推進・支援

市町村センターや市町村社協、KVOADなどのボランティア団体等と協力し、応急仮設住宅における自治機能の形成・維持やコミュニティづくりを支援するとともに、災害公営住宅等の恒久的住居等への移行後の新たなコミュニティづくりに取り組む。

### 1 被災地域におけるコミュニティづくりの支援

総括支援相談員が各市町村センターの運営会議等に毎月1回程度出席し行政、社協、市町村センター、ボランティア団体等と連携して、交流会・サロンの開催に向けた調整を行うなど、コミュニティづくりに向けた支援を展開する。

### 2 コミュニティづくり支援に取り組むボランティア団体等との連携・協力体制の強化

行政・社協・NPO等、官民が一体となり、情報交換や情報共有を行う会議体（火の国会議・三者連携会議）に参画するとともに、課題の検討や支援の調整を実施する。

## 推進項目 2 ボランティア活動推進事業の充実・強化

### (1) ボランティア活動の推進

#### □実施計画 ア ボランティア活動の啓発と情報発信

ホームページやFacebook、TwitterなどのSNSを活用し、ボランティアに関するリアルタイムな情報を提供することで、ボランティア活動の一層の活性化を図る。また、ボランティアハンドブックを活用し、ボランティア活動の啓発とボランティアセンターの利用促進を図る。

### 1 ホームページやSNSによる情報発信

ホームページやSNSを活用し、被災地支援活動等の最新のボランティア情報や助成金情報などを発信する。

## 2 ワークキャンプ事業の実施

学校の夏休み期間に、市町村社協が近隣の社会福祉施設等と協働して実施する、ボランティア活動への関心や参加意欲を持つ方が気軽に楽しく自由に参加できるような体験の場などの様々なプログラムを県民へ周知し、ボランティア活動の啓発と参加のきっかけづくりを促進する。

## 3 ボランティア月間（11月）の実施

啓発用ポスターを作成し、市町村社協や学校、社会福祉施設等に配布する。また、期間中に県内で開催されるボランティアに関する事業を周知することで、県民のボランティア活動への参加を促進する。

## 4 啓発パンフレット（ボランティアハンドブック）の活用

ボランティアハンドブックやボランティアハンドブックジュニア版等を活用し、ボランティア活動の啓発と市町村社協等のボランティアセンターの利用を促進する。

### □実施計画 イ ボランティア活動に関する実態把握

県内のボランティア活動状況やボランティアグループ等が抱える課題など、本県におけるボランティア活動の実態把握に努める。

#### 1 県内の先駆的な活動事例の把握と発信

他の地域等におけるボランティア活動の参考となるよう、先駆的な事例等を本会情報誌やホームページ等で発信する。

### □実施計画 ウ NPO法人等の活動支援機関との連携強化

NPO法人等の活動支援機関と連携を図るとともに、市民活動団体に向けた情報提供に努める。

#### 1 NPO法人等の活動支援機関との連携強化と市民活動団体への情報提供

(1) KVOADが毎月実施する「行政・社協・NPO連携会議」に参画し、市民活動団体やNPO法人等の活動支援機関との連携を図る。

(2) ホームページやSNSを活用し、市民活動団体やNPO法人等へ民間助成事業等の情報提供を行う。

## (2) 市町村ボランティアセンター・市町村ボランティア連絡協議会の支援

### □実施計画 エ 市町村ボランティアセンターの活動支援

ボランティア活動に関する研修内容の充実を図り、市町村社協等のボランティアコーディネーターの資質向上を図る。また、市町村社協が実施する先駆的事业を支援し、地域住民等による地域の支え合いの仕組みづくりを促進する。

#### \* 市町村ボランティアセンター個別訪問数

令和4年度見込 11か所⇒令和5年度目標 11か所

#### 1 市町村社協ボランティア活動推進者研修会の開催

(1) 時 期 6月

(2) 内 容 市町村社協のボランティアコーディネーター等を対象に、ボランティア活動を推進するためのスキル向上を図る。

## 2 市町村ボランティアセンター機能強化研究会議の開催

(1) 時期 9月

(2) 内容 市町村社協のボランティアコーディネーター等を対象に、ボランティアコーディネーターが抱える課題等について、情報交換や課題解決策の検討等を行い、市町村ボランティアセンター機能の充実を図る。

## 3 社会福祉施設ボランティア活動推進研修会の開催

(1) 時期 6月

(2) 内容 市町村社協のボランティアコーディネーターや福祉施設のボランティア受入担当職員等を対象に、施設におけるボランティア受入れ体制の強化や福祉施設と市町村ボランティアセンターとの連携強化を図る。

## 4 ボランティア養成事業の支援（社会福祉振興基金助成事業）（再掲）

市町村社協が実施するボランティア養成講座等の事業に係る経費の一部を助成する。

## 5 市町村ボランティアセンター個別訪問の実施

個別訪問を行い、市町村ボランティアセンターやボランティアコーディネーターの現状や課題等を把握する。また、制度動向や先駆的な取組み等の情報を提供することで、市町村ボランティアセンターの機能強化を図る。

(1) 時期 通年

(2) 訪問数 11か所

## 6 ボランティアセンター運営委員会の開催（2月）

### □実施計画 オ 県市町村ボランティア連絡協議会の活動支援

個人ボランティアやボランティアグループ間の連携を深めるために、県及び市町村ボランティア連絡協議会の活動を支援する。また、県ボランティア連絡協議会が主体となっていく「火の国ボランティアフェスティバル」の開催を支援する。

#### 1 市町村ボランティア連絡協議会連携強化事業（社会福祉振興基金助成事業）

市町村社協が、当該市町村のボランティア連絡協議会と協働して実施するボランティアに関するフェスティバルや記念講演会等の事業に係る経費の一部を助成する。

#### 2 県ボランティア連絡協議会の運営支援

県ボランティア連絡協議会の運営を支援し、市町村ボランティア連絡協議会間の連携や情報交換等を促進する。

#### 3 第14回火の国ボランティアフェスティバルの開催支援（社会福祉振興基金事業）

第14回火の国ボランティアフェスティバルに係る経費の一部を助成する。また、実行委員会等へ職員を派遣し、開催を支援する。

### (3) 各層向けの福祉教育の推進

#### □実施計画 カ 福祉教育推進委員会の運営と地域共生社会の実現に向けた福祉教育の普及

地域共生社会の実現に向けた福祉教育の普及を図るため、本県における福祉教育の効果的な推進方策等を検討する。また、市町村社協や福祉教育推進員が中心となって、高齢者や障がい者などの当事者と、福祉関係者や学校関係者、ボランティア等が共同し、当該地域において福祉教育のプログラムを企画・実施するプラットフォーム（協議と実践の場）をつくる。

1 福祉教育推進委員会の開催（8月）

2 福祉教育推進員の養成

市町村社協の職員などに全社協の「福祉教育推進員研修」等への受講を奨励し、受講後は、「福祉教育推進員」として当該市町村で活動できるよう支援する。

3 福祉教育推進研究会議の開催

(1) 時期 8月

(2) 対象 市町村社協並びに小・中・高等学校、専門学校、大学の職員等

(3) 内容 体験を交えたサービスラーニングの手法等による福祉教育の効果的な推進方策を研究・協議する。

4 福祉教育推進事業の実施（社会福祉振興基金助成事業）

市町村社協が実施する福祉教育事業に係る経費の一部を助成する。

(1) 指定期間 最長2年間

(2) 内容 地域住民をゲストティーチャーとして、学校や身近な地域において、児童・生徒や地域住民を対象とした福祉講座や体験学習、交流活動等を推進する市町村社協が実施する福祉教育の取組みを支援する。

#### □実施計画 キ 災害に強い地域づくりの普及啓発

地域住民等を対象とした福祉教育の推進を図り、災害に強い地域づくりの普及に努める。

1 市町村ボランティアセンター等が実施する講座・研修会への職員派遣

市町村ボランティアセンターが住民向けに実施する災害ボランティア養成講座や研修会等に職員を派遣し、地域のゲストティーチャーやNPO等のボランティア団体などとの協働による福祉教育を推進することで、災害に強い地域づくりの普及と人材育成に努める。

### 推進項目 3 大規模災害に備えた支援の強化

#### (1) 災害ボランティアセンター設置に向けた体制整備

##### □実施計画 ア 県災害ボランティアセンターの設置と協働体制の推進

大規模災害の発生時に、本会に県災害ボランティアセンターを速やかに設置するとともに、被災地災害ボランティアセンターへの支援がすみやかに行えるよう、平時から関係機関との連携を深める。

#### 1 県災害ボランティアセンター連絡会議の開催（6月）と協定締結団体との連携

県（健康福祉政策課）、県共同募金会、日本赤十字社熊本県支部、KVOAD、日本青年会議所熊本ブロック協議会、県建築士会、県建築士事務所協会などの関係機関・団体との連絡会議を開催し、平時から大規模災害の発生に備えるとともに、協定締結団体との今後の連携強化の方向性を検討する。

#### 2 九州各県・指定都市社協及び全社協等との連携

(1) 九州ブロック社協災害時相互応援協定に基づき、九州各県・指定都市社協及び全社協との連携を図る。

(2) 企業、NPO、社協、共同募金会等を構成メンバーとした災害ボランティア活動支援プロジェクト会議との連携を図る。

#### 3 災害ボランティアコーディネーターの配置 1名

(1) 県・市町村社協・NPOとの連携

(2) 災害ボランティア活動に関する情報収集と情報発信

(3) 災害発生時の状況把握、支援活動、専門的なアドバイス等必要な活動

(4) 災害ボランティアセンターで使用する資機材に関する調査

#### 4 災害ボランティア活動並びに災害ボランティアセンターの広報・啓発

市町村社協等が住民向けに実施する災害ボランティアセンターの設置訓練や災害ボランティア養成講座等において、災害ボランティア活動ガイドブック等により、住民やボランティアへの周知・啓発を図る。

#### 5 県災害ボランティアセンターの支援機能の充実・強化

県災害ボランティアセンターで使用するスコップや土のう袋などの資機材を整備し、市町村社協における災害ボランティアセンター設置訓練や研修等において提供や貸出しを行う。

また、本会と災害発生時の被災地支援等について、協力協定を締結している機関・団体との災害発生時の初動体制や調整のあり方など支援ネットワークの構築に努める。

#### 6 県災害ボランティアセンター設置訓練等の実施

(1) 時期 市町村社協が実施する災害ボランティアセンター設置訓練に併せて年1回実施

(2) 内容 大規模災害の発生を想定し、県災害ボランティアセンター設置時に本会職員に必要となる資質の向上を図る。

## (2) 大規模災害発生時の被災者支援の体制整備

### □実施計画 イ 市町村災害ボランティアセンターの円滑な運営のための支援体制整備

大規模災害が発生した際に、被災地の市町村社協が速やかに被災地災害ボランティアセンターを設置・運営できるよう、支援体制を強化する。

\* 災害ボランティアセンター設置訓練実施社協（累計）

令和4年度実績 30社協⇒令和5年度目標 43社協

- 1 市町村災害ボランティアセンターにおけるICT化の推進  
速やかな福祉救援活動の実施と参加を希望するボランティアの利便性の向上のため、ICTの利活用について運営強化推進会議で協議する。
- 2 市町村災害ボランティアセンター設置・運営研修会の開催
  - (1) 時期 9月
  - (2) 対象 市町村社協職員等
  - (3) 内容 大規模災害発生時の被災地災害ボランティアセンタースタッフとして、また、他地域における災害発生時の応援職員として、災害ボランティアセンターを円滑に設置・運営するための研修会を実施する。
- 3 市町村災害ボランティアセンター設置・運営アドバイザー派遣事業の実施
  - (1) 時期 通年
  - (2) 対象 災害ボランティアセンター設置訓練や災害ボランティア講座等を実施する市町村社協等
  - (3) 内容 市町村社協の災害ボランティアセンター設置訓練や災害ボランティア養成講座等に経験豊富な社協職員をアドバイザーとして派遣する。また、災害ボランティア活動支援プロジェクト会議が主催する災害ボランティアセンター運営支援者育成研修への参加を促進し、更なるスキルアップを支援する。
- 4 市町村災害ボランティアセンター運営強化推進会議の開催
  - (1) 時期 10月
  - (2) 委員 市町村災害ボランティアセンターの運営・支援の経験を有する市町村社協職員等12名程度
  - (3) 内容 大規模災害の発生に備え、必要に応じて「市町村災害ボランティアセンターガイドライン」の見直しと改訂を行うとともに、市町村災害ボランティアセンターにおけるICT化を推進する。
- 5 市町村災害ボランティアセンター設置訓練事業への助成(社会福祉振興基金助成事業)  
市町村社協が独自に実施する災害ボランティアセンター設置訓練に伴う資機材の整備やマニュアルの作成、見直し等に係る経費の一部を助成する。

## 推進項目 4 地域福祉権利擁護事業（日常生活自立支援事業）の充実・強化

### （1）市町村社協への相談支援活動の充実

#### □実施計画 ア 市町村社協への個別訪問の強化

利用者と市町村社協との二者契約に基づく実施状況（関係書類の管理状況・利用者への支援状況等）を把握し、サービスの均質化と適正な運営を図るため、市町村社協への個別訪問を実施する。

利用ケースの少ない市町村社協に対しては、本事業の重要性と理解を求め、一層の取組みを促す。

\* 市町村社協及び関係機関・団体への訪問件数

令和4年度実績 30か所⇒令和5年度目標 33か所

#### 1 市町村社協への個別訪問の強化

(1) 時期 通年

(2) 訪問数 33か所

(3) 内容 市町村社協における本事業の実施状況を把握し適切な運営のために必要な助言を行うとともに、今後の課題について協議する。

#### 2 関係機関・団体が実施する研修会等における事業説明

(1) 時期 通年

(2) 対象 民生委員・児童委員や当事者を支援する団体、当事者の家族会、専門職団体、福祉関係職員等

#### □実施計画 イ 生活支援員・事業担当職員への専門研修等の開催

市町村社協の生活支援員及び事業担当職員の専門性と資質向上を図るため、研修会を開催する。

#### 1 生活支援員等研修会の開催

(1) 時期 7月

(2) 場所 熊本市

(3) 対象 市町村社協の生活支援員、事業担当職員

(4) 内容 利用者への支援を行う際に必要となる相談援助技術などのスキル向上を図る。

#### 2 事業担当職員研修会の開催

(1) 時期 8月

(2) 場所 熊本市

(3) 対象 市町村社協の事業担当職員

(4) 内容 全国や本県における本事業の現状や動向、業務運営管理マニュアルの考え方、内部けん制体制の整備などの理解を促す。

## □実施計画 ウ 県内全市町村社協の業務推進のための後方支援

市町村社協等からの問合せや相談等に対応する。また、必要に応じて困難ケース等への対応のために、市町村で開催される会議等への参加や利用者宅への同行訪問など、アウトリーチによる支援を強化する。

本事業の契約締結時や再評価時に、利用者の判断能力等に疑義がある場合は、専門的な見地から審査を行う契約締結審査会を開催する。

\* 実利用者数 令和4年度見込 809人

### 1 相談員の配置 1名

本会に相談員を配置し、市町村社協等からの問合せや相談等に対する支援を行う。

### 2 アウトリーチによる支援

困難ケースへの対応のために、必要に応じて市町村の会議等への出席や利用者宅への同行訪問などのアウトリーチ支援を行う。

### 3 契約締結審査会の開催（偶数月）

### 4 利用料等に関する実態調査の実施

県内市町村社協で設定している利用料や独自預かりサービス実施の有無などの実態を把握し、フィードバックすることにより、市町村社協における業務推進の後方支援を行う。

(1) 時期 4月

(2) 対象 市町村社協

## (2) 事業啓発と利用促進

### □実施計画 エ 効果的なPR活動の展開・実施

本事業をリーフレットやホームページを活用し、関係機関・団体をはじめ、県民へ周知することにより利用促進を図る。また、各種研修会等で事業説明を行い積極的に本事業のPRを行う。

#### 1 リーフレットの活用・配布

#### 2 ホームページの活用

#### 3 市町村行政や市町村社協の広報誌への記事掲載依頼

#### 4 関係機関・団体等が実施する研修会等における事業説明（再掲）

(1) 時期 通年

(2) 対象 民生委員・児童委員や当事者を支援する団体、当事者の家族会、専門職団体、福祉関係職員等

## 推進項目 5 地域福祉権利擁護事業（日常生活自立支援事業）と成年後見制度との連携・強化

### (1) 成年後見制度利用の普及啓発

#### □実施計画 ア 成年後見制度利用の普及啓発と関係機関との連携

判断能力の低下等により、地域福祉権利擁護事業から成年後見制度への移行が必要な方や経済的虐待等を受けている方などが、地域で安心して生活していくため、成年後見制度の利用促進に向けて、行政や関係機関との連携を強化するとともに、普及・啓発を行う。

\* 地域福祉権利擁護事業から成年後見制度への移行件数（累計）

令和4年度見込 310件

## 1 成年後見制度利用促進研修会の開催

- (1) 時 期 1月
- (2) 場 所 熊本市
- (3) 対 象 市町村行政、社協及び地域包括支援センターの職員、社会福祉施設職員、精神科病院職員等
- (4) 内 容 行政・社協をはじめ関係機関・団体が協働して継続的な支援が可能となるよう成年後見制度の内容やその活用方法について理解を深める。

## (2) 市町村社協における法人後見受任の促進

### □実施計画 イ 法人後見従事者等養成研修会の開催

法人後見を実施している、又は検討中である市町村社協の職員と、市民後見人養成研修を修了した県民を対象として、後見事務で必要となる基礎知識や実務を学ぶための養成研修会を開催する。

\* 法人後見従事者・市民後見人養成研修会修了者数（累計）

令和4年度実績 25人⇒令和5年度目標 60人

\* 法人後見実施社協数（累計）

令和4年度見込 25社協（内、10社協は人吉・球磨圏域での共同運営・実施）  
⇒令和5年度目標 28社協

#### 1 法人後見従事者養成研修会（基礎編）の開催

- (1) 時 期 9月（全3日間）
- (2) 場 所 熊本市
- (3) 対 象 市町村社協職員

#### 2 法人後見従事者・市民後見人養成研修会（専門編）の開催

- (1) 時 期 10月～11月（全4日間）
- (2) 場 所 熊本市
- (3) 対 象 市町村社協職員、市民後見人養成講座を修了し当該市町村から推薦された県民

### □実施計画 ウ 法人後見受任体制整備事業の実施

市町村社協が地域における成年後見制度の普及啓発をはじめ、利用促進や相談対応等の役割・機能を担うとともに、地域福祉権利擁護事業から成年後見制度への円滑な移行や継続的支援が実施できるよう、成年後見センター等の体制整備を支援する。

#### 1 成年後見センター等体制整備事業の実施（社会福祉振興基金助成事業）

市町村社協における成年後見センター等の立上げや体制整備に必要な費用の一部を助成する。また、必要な情報の提供なども併せて行う。

（助成総額：90万円）

#### 2 法人後見事業等実施状況調査の実施

法人後見の受任状況や体制等の実態を把握することにより、今後の体制整備の支援に資するとともに、県内の法人後見業務の推進を図る。

- (1) 時 期 10月
- (2) 対 象 市町村社協

## 推進項目 6 民生委員・児童委員活動への支援と連携

### (1) 民生委員・児童委員活動への支援

#### □実施計画 ア 研修会等の開催

民生委員・児童委員活動を支援するため、市町村民児協会長研修会や民生委員大学講座等を県民児協と協働で開催し、昨年12月の一斉改選で新たに就任された委員を含めた民生委員・児童委員のスキルアップと民児協組織の強化を図る。

#### 1 市町村民生委員児童委員協議会会長研修会の開催

- (1) 時 期 7月
- (2) 場 所 未定
- (3) 対 象 法定単位民児協会長

#### 2 熊本県民生委員児童委員大学講座の開催

- (1) 時 期 11月
- (2) 場 所 熊本市
- (3) 対 象 中堅民生委員・児童委員

### (2) 社協活動との連携

#### □実施計画 イ 地域福祉活動を通じた社協との連携強化

「熊本見守り応援隊」の協定に基づく見守り・声かけや小地域ネットワーク活動、生活福祉資金貸付事業など、地域福祉活動や関連する事業を通じて民生委員・児童委員と社協等との連携強化を図る。

#### 1 「熊本見守り応援隊」の協定に基づく地域福祉活動の推進・支援（再掲）

県、市町村社協、民児協、県警察本部、協力事業者が相互に連携し、実施する「熊本見守り応援隊」の周知等について協力する。

#### 2 市町村社協、民児協の連携による福祉活動の推進

県民児協や市町村民児協などで開催される研修会や会議等において、社協が実施する地域福祉活動や関連事業の説明や講義などを行い、両者の連携を図る。

また、民生委員・児童委員の年齢上昇と担い手不足の解消や負担軽減などのために、県民児協と協働して地域の福祉協力員や区長などとの連携強化を図る。

さらに、民生委員活動への理解と信頼を高めるために、次の広報活動に取り組む。

- (1) 「民生委員・児童委員の日活動強化週間」の広報活動
- (2) 全民児連作成の広報グッズ等を活用した活動紹介

#### 3 民生委員・児童委員活動におけるICTの推進（新）

県民児協と連携し、各市町村民児協へオンライン会議や研修等に参加できる環境整備を促すとともに、県民児協が開催する研修会や会議等において、ICTを活用した新たな民生委員・児童委員活動を展開している事例を共有する場を設け、活動の拡充を図る。

### (3) 民生委員互助共励事業の適正な運営

#### □実施計画 ウ 民生委員互助共励事業の実施

民生委員・児童委員の互助と共励を基盤に活動の充実を図るため、民生委員互助共励事業を実施する。

##### 1 互助事業

会員の死亡、傷病、被災又は配偶者の死亡に対して弔慰又は見舞を、また退任者に対する慰労を行う。

##### 2 共励事業

有益な情報の提供や研修会の開催等を通じて、民生委員・児童委員の資質向上と活動の推進を図る。また、単位民児協の育成・活性化に取り組むためのモデルとして、指定民児協事業を実施する。

### 推進項目 7 生活福祉資金等貸付事業の推進

#### (1) ホームページやSNS等を活用した情報発信と生活困窮自立支援機関等との連携強化

##### □実施計画 ア 制度の広報・啓発

低所得者世帯等の経済的自立を目的とする生活福祉資金等貸付事業を推進するため、ホームページやSNS等を活用した情報発信を行い、市町村社協や民生委員・児童委員等の協力を得ながら制度の周知と利用促進を図る。

##### 1 各種資金の貸付け

###### (1) 生活福祉資金

ア 総合支援資金

イ 福祉資金

ウ 教育支援資金

エ 不動産担保型生活資金

###### (2) 臨時特例つなぎ資金

##### 2 ホームページやSNS等の活用による周知

従来からのリーフレットに加えて、ホームページやSNS等を活用し、生活福祉資金等貸付事業の最新情報等について、借受世帯や県民、市町村社協や民生委員・児童委員などへ周知することで、制度の理解と利用促進を図る。

##### 3 民生委員・児童委員への周知

県民生委員大学講座や県民児協生活福祉委員会、市町村民児協等に積極的に職員を派遣し、生活福祉資金貸付制度の説明や貸付事例を紹介するとともに、本制度における支援のあり方等について理解を深める。

##### □実施計画 イ 生活困窮者自立相談支援機関等との連携の推進

生活福祉資金貸付制度は、生活困窮者自立支援制度の重要な施策の一つであることから、生活困窮となった借受世帯に係わる関係機関と密接な連携を図る。

また、コロナ特例貸付の対応を通じて見えてきた借受世帯の複合的な生活課題の解決に取り組んでいくために、本会の関係部署（地域福祉部及び福祉人材・研修センター）との横断的な連携を強化することで、市町村社協をはじめハローワークや福祉事務所、多重債務整理を支援する弁護士会などにつなげるなど、借受世帯の状況に応じた必要な支援を図る。

- 1 生活困窮者自立相談支援機関やハローワーク、福祉事務所等の関係機関との連携市町村社協をはじめ、生活困窮者自立相談支援機関やハローワークなどの関係機関の会議や研修に参画するなど、借受世帯の自立に向けた必要な支援を図る。
- 2 貸付審査等運営委員会の開催（毎月2回）

## （2）生活福祉資金の申込及び借受世帯の実態把握の強化と滞納の解消

### □実施計画 ウ 対象世帯への相談支援の強化

市町村社協をはじめ、民生委員・児童委員や関係機関と連携し、対象世帯のニーズに即した資金の活用等、相談支援に努める。

- 1 対象世帯への相談支援の実施  
生活困窮者自立相談支援機関等の関係機関との連携を強化し、市町村社協や民生委員・児童委員との協働のもと、対象世帯のライフステージに応じた相談支援に努める。
- 2 コロナ特例貸付の適正な債権管理業務の実施  
複合的な生活課題を抱えた借受世帯も多いことが想定されることから、市町村社協をはじめ、自立相談支援機関や福祉事務所、地域の民生委員・児童委員やNPOなどの多機関と連携したフォローアップ支援を実施する。  
併せて、本会に「債権管理センター（仮称）」を設置し、償還免除・償還猶予・少額償還等に関する問合せをはじめ、申請手続きや審査等を迅速かつ適正に実施する。
- 3 生活福祉資金相談等体制整備事業の実施  
本会及び市町村社協に相談員を配置してきたが、今後のコロナ特例貸付の長期にわたる債権管理を見据えて、相談員の配置を業務量に応じた適正配置となるよう見直しを図る。
- 4 市町村社協生活福祉資金事務担当職員等研修会の開催
  - (1) 時期 11月
  - (2) 場所 熊本市
  - (3) 内容 生活困窮者等への貸付制度の利用による自立の支援や償還指導に係る研修を実施する。

### □実施計画 エ 不正な借入れへの対策強化

申込・借受世帯把握の強化に努め、資金の不正利用の防止や借受世帯の生活支援の強化に努める。

- 1 不正な借入れの防止対策の強化  
負債の返済や借入申込書に記載のない物品の購入など、資金の目的外使用を防ぐため、貸付金の業者送金や請求書等の証拠書類の提出、民生委員・児童委員による用途確認を徹底する。また、分割で交付される資金については、資金の交付前に、提出書類や市町村社協担当者による借受世帯の状況確認を徹底することで、不正な借入れを防止する。
- 2 暴力団員等排除の推進  
熊本県警察への該当者情報の照会と並行して、新聞等による独自の情報をリスト化し管理することで暴力団員等による借入れを排除する。

## □実施計画 オ 滞納世帯実態把握と償還指導の強化

借受世帯や滞納世帯の実態把握に努め、世帯の状況に応じた相談支援と情報収集を行う。

市町村社協と市町村民児協との連携を深め、滞納解消に取り組む。また、償還困難と考えられる債権については、十分審議し償還免除を実施する。

熊本地震と令和2年7月豪雨の際に貸し付けた特例貸付については、住民票追跡調査等により借受世帯の実態把握に努め、滞納防止を図る。また、コロナ特例貸付については、厚生労働省が示した要件に基づき、償還免除や償還猶予、償還指導等を実施する。

\* 生活福祉資金償還(返済)期限内の償還割合(熊本地震特例貸付・総合支援資金を除く)

令和4年度見込 52.4%⇒令和5年度目標 54.4%。

### 1 借受世帯への相談支援の強化

市町村社協や民生委員・児童委員の協力を得て、借受世帯の状況把握と自立に向けた支援を強化する。

### 2 全国共通の業務システムによる債権管理及び運用

全国共通の業務システムにより、借入希望者の他都道府県での貸付けの照会や、県外に転出した借受世帯等の情報共有を他都道府県社協と図るとともに、本会における適正な債権管理の運用を実施する。併せて、希望する市町村社協に業務システムの端末を配置することで、借入希望者や借受世帯等の情報を共有するとともに、事務の効率化を図る。

### 3 転居先不明者の追跡調査(住民票の取得等)の実施

### 4 滞納世帯に対する督促状の発行と償還指導の実施

滞納世帯に定期的に督促状を発行して償還促進を図る。

また、償還指導については、民生委員・児童委員や市町村社協の協力を得て、必要に応じて実施し、滞納の解消や借受世帯の自立支援を促進する。

### 5 償還困難債権に対する償還免除の実施

### 6 初期段階の滞納に対する償還指導の実施

償還開始から1回目、2回目の償還期日までに未償還の借受世帯に対する償還指導を強化することで、償還意思の確認を徹底し、長期間にわたる滞納の防止を図る。

### 7 不動産担保型生活資金の借受世帯の状況把握

貸付金送金時の「交付のお知らせ」の通知や貸付期間中の3年毎に実施する再評価、貸付限度額到達時の連絡等の機会を利用して、借受世帯の状況を確認する。

## □実施計画 カ 口座振替及びコンビニ収納の導入・促進(新)

コロナ特例貸付については、貸付件数が4万件を超えていることから、借受世帯の利便性の向上や事務の効率化を図るため、口座振替による償還を実施する。口座振替が未登録の借受世帯に対しては、コンビニ収納での償還を実施する。

また、コロナ特例貸付以外の借受世帯にも拡大して、口座振替やコンビニ収納の利用を促進する。

### 1 口座振替及びコンビニ収納の推進(新)

本会ホームページや借受世帯への通知文書等を通じて、口座振替の登録を促進する。口座振替が未登録の借受世帯に対しては、コンビニ収納を推進する。

### (3) ひとり親家庭及び児童養護施設退所者等の社会的自立への支援

#### □実施計画 キ ひとり親家庭高等職業訓練促進資金貸付事業の実施

高等職業訓練促進給付金を活用して養成機関に在学し、就職に有利な資格の取得を目指すひとり親世帯の親に対して、資格取得の促進と就職を支援する。また、自立に向けて意欲的に取り組むひとり親家庭の親に対して、住居費支援により世帯の自立を図る。

- 1 ひとり親家庭高等職業訓練促進資金
  - (1) 入学準備金・就職準備金
  - (2) 住宅支援資金

#### □実施計画 ク 児童養護施設退所者等自立支援資金貸付事業の実施

児童養護施設等の入所者や退所者、里親等への委託者や委託が解除された者に対して、自立支援資金を貸し付けることにより、対象者の安定した生活基盤の構築と社会的自立を支援する。

- 1 児童養護施設退所者等自立支援資金
  - (1) 生活支援費・家賃支援費
  - (2) 資格取得支援費

## 推進項目 8 社会福祉振興基金事業の充実

### (1) 助成効果の高い先駆的事業への支援

#### □実施計画 ア 効果的な事業の周知

社会福祉振興基金の助成により、民間福祉活動やボランティア活動を促進し、地域住民等による地域の支え合いの仕組みづくりを推進する。

- 1 効果的な事業の周知

助成申請の増加を目指し、広報用チラシの作成・配布や本会ホームページへの掲載やSNSでの発信など、効果的な事業の周知を図る。

  - (1) 民間団体・小規模団体向けチラシの作成・配布
  - (2) 助成金交付要項・過去の助成先一覧の本会ホームページへの掲載、SNS発信

### (2) 効率的な運用のための事業の見直し

#### □実施計画 イ 地域福祉推進を視点においた事業の見直し

地域共生社会の実現に向け、住民主体による新たなサービスの開発や地域支え合いの仕組みづくりが促進される助成事業となるよう、時宜に応じて見直しを行う。

- 1 地域福祉推進を視点においた事業の推進

住民主体による新たなサービスの開発や地域支え合いの仕組みづくり、地域で生活課題を抱える人々の孤立を防止する仕組みづくりなど、地域福祉活動の促進を図りながら、基金の趣旨に沿った事業を推進する。
- 2 事業内容
  - (1) 福祉の総合情報誌「ゆ〜とぴー」の発行（年2回）
  - (2) 助成事業
    - ア 安心生活支援活動推進事業
    - イ 民間福祉団体活動推進事業
    - ウ 各種大会開催への助成
    - エ 小規模団体活動支援事業

- オ 成年後見センター等体制整備事業
- カ 熊本県ボランティア活動推進事業
- (3) 社会福祉振興基金運営委員会の開催 (2月)

**(3) 助成事業の評価の実施**

**□実施計画 ウ 各事業の評価と成果の広報**

**1 助成事業の成果の広報**

助成先の現地調査等を行い、他団体の活動の参考となるよう、助成事業の成果をホームページやSNS等で広報する。

- (1) 時 期 12月
- (2) 対 象 民間福祉団体活動推進事業の助成事業者5か所

●基本方針 第2 市町村社協、社会福祉法人等の経営強化と福祉サービス向上の支援

推進項目 1 市町村社協の経営強化

□実施計画 ア 市町村社協運営の支援強化

(7) 市町村社協活動支援個別訪問の実施

市町村社協が実施する事業活動や法人運営の実態・課題等を把握するために、各市町村社協を個別に訪問し、得られた情報を活動事例集等を通じて共有することにより、きめ細やかな支援と連携強化を図る。

1 市町村社協活動支援個別訪問の実施

(1) 時期 通年

(2) 訪問数 23社協

(3) 内容 地域の実情や社協が抱える課題などを把握する。また、法・制度の動向や先進的な取組みに関する情報を提供することで、市町村社協が効果的な総合相談や生活支援サービスを展開するための支援を行う。

(イ) 地域福祉活動計画の改定及び社協発展強化計画の策定・改定、事業継続計画(BCP)の策定支援

県内の全市町村社協において、地域福祉活動計画は策定されているものの、見直されず計画期間が終了している社協に対しては、改定を支援する。また、社協発展強化計画の策定・改定及び事業継続計画(BCP)の策定に取り組む社協への支援も推進する。

1 地域福祉活動計画の改定及び社協発展強化計画の策定・改定、事業継続計画(BCP)の策定支援

(1) 時期 通年

(2) 内容 本会職員による個別訪問、社会福祉振興基金による策定費用の助成、地域福祉推進アドバイザー派遣事業などを通じて、活動計画の改定や発展強化計画の策定・改定、事業継続計画(BCP)の策定を支援する。

(ウ) 市町村社協支援・相談室の運営

市町村社協が事業を展開する中で、発生する課題が複雑化しつつあることから、公認会計士など専門家の協力のもとに相談機能を拡充し、安定した社協運営ができるように支援する。

1 市町村社協支援・相談室の運営

(1) 時期 毎月(専門相談 月3回)

(2) 場所 県社協相談室

(3) 内容 市町村社協の運営や活動において、会計・法律・労務等の専門性が求められる相談に応じる。

(イ) 市町村社協役員への会議・研修の実施

市町村社協の組織としてのガバナンスの強化や財務規律、事業基盤強化を図るための会議・研修を実施する。

1 市町村社協事務局長連絡会議の開催

- (1) 時 期 6月
- (2) 場 所 熊本市
- (3) 内 容 市町村社協を取り巻く福祉の動向、社協における課題と重点推進項目の理解等を図る。

2 市町村社協経営基盤強化研修会の開催

- (1) 時 期 2月
- (2) 場 所 熊本市
- (3) 対象者 社協役員、評議員、事務局長等

(オ) 市町村社協便覧の発行

市町村社協の運営・活動状況を調査し、市町村社協における地域福祉の取組みを把握するとともに、課題の多い市町村社協を個別に支援する。また、各市町村社協が地域課題の解決や事業の活性化に活用できるよう内容の充実を図る。

1 市町村社協便覧の発行

- (1) 部 数 200部
- (2) 配布先 県行政、市町村社協、関係福祉団体等
- (3) 内 容 市町村社協の運営や活動状況、各市町村の高齢者や障がい者、生活保護世帯の概要等を掲載する。

**□実施計画 イ 市町村社協事業活動の支援強化**

(7) 地域福祉活動実践アドバイザー派遣事業の実施

県内外で先進的な取組みを行っている社協の職員等を、他の市町村社協に派遣し、県内全域への活動の普及及び各社協活動の活性化を図る。

1 地域福祉活動実践アドバイザー派遣事業の実施

- (1) 時 期 通年
- (2) 対 象 小地域ネットワーク活動及び生活支援サービスの実施など住民主体の地域福祉活動の推進や重層的支援体制整備事業への参画、地域福祉活動計画の策定に取り組む市町村社協
- (3) 内 容 小地域ネットワーク活動や生活支援サービス、包括的な支援体制の構築のため重層的支援体制整備事業を実施するなど、地域福祉活動の普及に取組み、効果を上げている県内外の市町村社協の職員及び学識経験者等を今後の取組みが期待される社協等に派遣し、社協活動の活性化を図る。

(イ) 市町村社協職員への研修の実施

市町村社協職員として、なお一層のスキルアップを図るための研修を実施する。

1 新任職員研修会の開催

- (1) 時期 7月
- (2) 場所 未定
- (3) 内容 福祉の動向及び市町村社協活動の基本原則、実務、先進社協の取組状況など

2 会計担当職員研修会の開催

- (1) 時期 9月
- (2) 場所 熊本市
- (3) 内容 会計実務の理解

3 地域共生社会推進人材養成研修会の開催（再掲）

\* 地域福祉を推進するコーディネーターの人材育成（累計）

令和4年度実績 808人⇒令和5年度目標 884人

- (1) 時期 9月
- (2) 場所 熊本市
- (3) 対象 地域福祉コーディネーター、生活支援コーディネーター、市町村社協、社会福祉法人の職員等
- (4) 内容 複合化・複雑化した課題への対応、また、福祉分野の横断的な連携を図るため、地域共生社会を推進するためのスキル向上を図る。

(ウ) ホームページやメール、SNSの活用による市町村社協への情報提供（新）

ホームページや市町村社協のメール、本会SNSを活用して、市町村社協への情報提供・交換・共有に取り組む。

\* SNSを活用した地域福祉関連事業の情報発信回数

令和4年度見込 10回⇒令和5年度目標 20回

1 ホームページ及びメールを活用した情報提供・交換・共有

ホームページや市町村社協への一斉メールを活用して、法律や制度の改正、関係機関・団体が主催するセミナーの開催などの情報を提供し、本会と市町村社協、市町村社協相互の情報提供・交換・共有に取り組む。

2 SNSを活用した地域福祉関連事業の情報発信（新）

地域福祉関連事業や個別訪問を通して得られた各社協の情報をSNS(Facebook、Twitter、Instagram)を活用して情報発信し、市町村社協運営の支援強化に努める。

□実施計画 ウ 市町村社協への広域的支援モデル事業の推進・支援

近隣市町村、又はブロック内の社協が協働して実施する広域的モデル事業を推進・支援する。

1 市町村社協活動支援個別訪問の実施（再掲）

- (1) 時期 通年
- (2) 内容 市町村社協を個別に訪問し、事業活動や法人経営の実態、課題などを把握する。また、近隣市町村等との広域的モデル事業の企画・検討について支援する。

## 2 「市町村社協便覧」の活用

便覧を活用して、当該圏域における特性や社協の現状・課題などを分析し、広域的支援モデル事業の企画・検討について推進する。

## 3 市町村社協における広域的支援モデル推進事業の実施

(1) 時期 通年

(2) 内容 社会福祉振興基金を活用して、市町村社協が広域に連携して新たに事業を企画・検討するための経費に対して助成を行い、地域福祉の推進を図る。また、前年度に事業を実施した市町村社協へ対し、事業の拡大・発展が認められる場合には、継続して助成を行う。

### 推進項目 2 各種協議会活動の運営支援と連携

#### □実施計画 ア 各種協議会の主体的な運営の支援

各種協議会が主体的な運営と専門性を発揮した事業展開ができるよう、協議会の事務局として支援を行う。また、本会と各種協議会相互のなお一層の連携・協働による事業の強化を図る。

##### 1 各種協議会会長会議の開催

(1) 期 日 12月

(2) 内 容 各種協議会間の情報・意見交換及び本会事業の説明・報告など

##### 2 各種協議会の事務局受託（9団体）

各種協議会13団体のうち、9団体の事務局を受託し、運営及び活動の支援を行う。

###### (1) 事務局受託団体

- ① 県民生委員児童委員協議会、② 県老人福祉施設協議会、
- ③ 県社会就労センター協議会、④ 県保育協議会、
- ⑤ 県養護協議会、⑥ 県身体障害児者施設協議会、
- ⑦ 県社会福祉法人経営者協議会、⑧ 県市町村社会福祉協議会連合会、
- ⑨ 県知的障がい者施設協会

###### (2) 自主運営団体

- ① 県福祉施設士会、② 県里親協議会、③ 県救護施設協議会、
- ④ 県ホームヘルパー協議会

#### □実施計画 イ 事務委託費の検討協議

本会が事務局を受託している協議会の事務委託費については、令和元年度に事務量調査を行い、同年度の各種協議会会長会議で協議し、令和2年度から2年毎に、事務委託費を段階的に引き上げることとなったことから、改めて事務量調査を行い、令和6年度以降の事務委託費について協議するとともに、事務委託費のあり方について検討を行う。

##### 1 各種協議会会長会議の開催

(1) 期 日 12月

(2) 内 容 次年度以降の事務委託費の確認など

## 推進項目 3 社会福祉法人等の経営支援

### (1) 社会福祉法人等の機能強化の支援

#### □実施計画 ア 経営相談室の機能強化

社会福祉法人等に対し、適切かつ迅速な助言・支援が行えるよう専門相談員による相談体制を強化する。また、来所による相談のほか、緊急性や利便性に配慮し、電話や電子メール、ファクシミリ等によりその都度相談に対応する。

##### 1 経営相談室の機能強化

###### (1) 専門相談員による毎月1回の定例専門相談日の開設

- ア 労務 第1月曜日 社会保険労務士1名
- イ 会計 第2火曜日 公認会計士1名
- ウ 法律 第3木曜日 弁護士1名

###### (2) 緊急相談への対応

緊急を要する相談については、専門相談員が直接電話や訪問等により相談に対応する。

###### (3) 社会福祉法人運営に関する一般相談への対応

全社協・全国経営協・県経営協と連携し、定款変更や諸規程の整備、公益的取組など、日々の法人運営における課題や疑問などの一般相談については、本会職員が対応する。

#### □実施計画 イ 社会福祉法人・福祉施設経営強化研修会の企画・実施

社会福祉法人等が必要としているニーズを的確に捉え、効果的な内容の研修を実施する。

##### 1 研修会の効率的な開催

人事・労務管理、会計、法令等の必要な情報提供や質疑応答を行うなど、施設運営全般の資質向上を目指した研修会を実施する。また、専門相談員と連携して、時機を捉えた内容を企画し、研修効果を高める。特に本年度については、法令研修において、虐待・権利侵害の防止に効果の高いテーマを設けて実施する。

##### 2 社会福祉法人労務研修会の実施

- (1) 時 期 9月・2月
- (2) 場 所 熊本市

##### 3 社会福祉法人会計実務研修会の実施

- (1) 役員向け研修
  - ア 時 期 7月
  - イ 場 所 熊本市
- (2) 新任職員研修
  - ア 時 期 11月
  - イ 場 所 熊本市
- (3) 実務(決算)研修
  - ア 時 期 2月
  - イ 場 所 熊本市
- (4) 社会福祉法人法令研修会の実施(新)
  - ア 時 期 8月
  - イ 場 所 熊本市

## (2) 社会貢献活動の支援

### □実施計画 ウ 生計困難者レスキュー事業の支援

生計困難者レスキュー事業を実施する県社会福祉法人経営者協議会と協働して、生計困難者等の支援を行う。

#### 1 生計困難者レスキュー事業の支援

担当職員を配置し、生活保護制度や生活困窮者自立支援制度、生活福祉資金貸付制度等との連携を図りながら、生計困難者レスキュー事業の実施法人・施設からの相談に対応する。また、実施法人・施設に配置されるコミュニティソーシャルワーカーの育成を図り、事業の円滑な実施を支援する。

## 推進項目 4 社会福祉事業振興資金貸付事業の推進

### □実施計画 ア 事業の効果的な運用

社会福祉法人の経営を財源面から支援するため、貸付事業を実施する。また、各種協議会の総会時等でのチラシ配布や、ホームページや県社協ニュース等で周知を行うことにより、事業の利用促進を図る。

#### 1 貸付の実施

##### (1) 1件あたりの貸付限度額

ア 整備資金 15,000千円以内（据置期間1年以内、償還期間10年以内）

イ 運営資金 2,000千円以内（償還期間2年以内）

##### (2) 貸付利率

年度ごとに、年3.11%又は当該年度における4月1日時点の銀行の長期プライムレートのいずれか低い方を基準として貸付利率を決定する。（令和4年度：年利1.10%）

##### (3) 貸付にあたっては、運営委員会を必要に応じて開催する。

## 推進項目 5 運営適正化委員会の充実・強化

### (1) 事業啓発と利用の促進

#### □実施計画 ア 苦情解決事業の広報啓発

各市町村や市町村社協、社会福祉法人などが発行している広報誌等に、苦情解決や体制整備に関する記事掲載を依頼し、福祉サービス利用者や家族に向けた周知を図る。

また、苦情解決ポスター・チラシ、苦情解決の手引きの配布、利用者・家族会・福祉関係者等への説明会、ホームページの活用などにより、事業の利用促進に努める。

### (2) 福祉サービス事業所における苦情解決体制整備の促進

#### □実施計画 イ 巡回訪問及び福祉サービス苦情解決状況調査の実施等

事業所への巡回訪問を行い、事業所における苦情解決の体制整備と苦情解決に向けた支援の強化に努める。

福祉サービスを提供する事業所の苦情解決状況について、アンケート調査・集計を実施する。また、その結果をとりまとめて各事業所へフィードバックし、相談及び苦情解決機能の向上を図る。

社会福祉事業の経営者や第三者委員等を対象に、利用者や家族からの苦情などへの迅速で適切な解決を目的とした研修会を開催する。

**\* 事業所への巡回訪問件数**

令和4年度見込 9か所⇒令和5年度目標 10か所

- 1 福祉サービス苦情解決体制整備状況把握のための事業所巡回訪問
  - (1) 時 期 通年
  - (2) 訪問数 10か所
- 2 福祉サービス苦情解決研修会の開催
  - (1) 時 期 11月
  - (2) 場 所 熊本市
  - (3) 対 象 社会福祉施設・事業所及び市町村社協の職員等
  - (4) 内 容 事業所等における苦情解決事業への一層の理解と研鑽を深めることにより、福祉サービスの質の向上を図る。
- 3 福祉サービスに関する苦情解決事業 第三者委員研修会の開催
  - (1) 時 期 2月
  - (2) 場 所 熊本市
  - (3) 対 象 社会福祉施設・事業所及び市町村社協の第三者委員・役職員等
  - (4) 内 容 苦情解決事業の仕組みや苦情解決に携わる第三者委員の役割（事業所や利用者等との関りなど）等について認識を深める。

**(3) 運営監視部会における現地調査の強化**

□実施計画 ウ 地域福祉権利擁護事業（日常生活自立支援事業）への助言・勧告  
地域福祉権利擁護事業の透明性と公正性を担保し、市町村社協が行う福祉サービス利用援助事業が適正に実施されるよう、本委員会の運営監視部会において現地調査を実施する。また、必要に応じて助言・勧告を行い、改善を促す。

- 1 福祉サービス利用援助事業実施市町村社協現地調査
  - (1) 時 期 通年
  - (2) 調査数 7社協

**(4) 運営適正化委員会の開催**

本県における福祉サービス利用者の利益を保護するため、第三者機関として設置されている運営適正化委員会（運営監視部会・苦情解決部会）を開催する。

- 1 運営適正化委員会の開催（奇数月）

推進項目 1 福祉人材確保の支援と定着の促進

(1) 福祉職場を目指す人への就労支援の促進

□実施計画 ア 福祉人材無料職業紹介事業の実施

キャリア支援専門員を配置し、求職者の掘り起こしと求人の早期充足を図るため、福祉の就職総合フェアの開催をはじめ、福祉人材養成学校や福祉関係資格取得講座の実施機関等との連携により、求職者の就職活動を支援する。

本年度は、多様な人材の確保を図るため、生活福祉資金の借受人や生活困窮者等自立相談支援事業の利用者が福祉分野への就労を希望する場合に職業紹介や就業支援を展開する。

\* 求職登録者の就職率

令和4年度見込 11.0%⇒令和5年度目標 24.0%

\* 求職登録者への紹介率

令和4年度見込 19.0%⇒令和5年度目標 28.0%

1 福祉人材無料職業紹介事業の推進

各事業所の求人ニーズに対応するため、福祉人材養成学校や関係機関等との連携とオンライン相談の実施による相談体制の強化を図ることで、求職者の新規登録を促進し、積極的なマッチングを実施する。

(1) 時期 平日（月曜～金曜）午前9時～午後5時

窓口での相談対応に加え、LINEを使用したオンライン相談を実施し、チャットでの相談にも対応する。

(2) 対象 福祉職場への就職を目指す求職者、事業所等

2 福祉人材情報システム（Coolシステム）の運用

(1) インターネットによる求人・求職登録の促進

(2) メール配信機能を活用した、求職登録者等への情報提供サービスの向上

3 離職介護福祉士等届出制度の運用と復職支援

介護福祉士、保育士資格等を有する方の届出制度を周知し、登録者の増員を図るとともに、有益な情報提供により、潜在有資格者の復職を支援する。

4 求人情報誌（毎月）の発行

関係団体、求職者に郵送やインターネット配信により情報を提供し、早期の紹介・就職を支援する。

5 リーフレット・ガイドブック等の配布

関係機関、福祉人材養成学校、高校をはじめ、セミナーの参加者等に本会事業周知用のリーフレットや資格取得のためのガイドブック等を配布し、福祉人材・研修センターの利活用促進を図る。

6 福祉の就職総合フェア〈就職面談会・職場説明会・ガイダンス〉

(1) 時期 7月・10月

(2) 場所 熊本市

7 福祉人材・研修センター運営委員会の開催（11月・3月）

8 関係機関との会議

(1) 福祉人材養成学校と関係機関との連絡会議の開催（7月）

(2) 福祉関係機関担当者会議の開催（5月・3月）

(3) 生活福祉資金及び生活困窮者等自立相談支援事業担当者研修等における事業説明（通年）（新）

## 9 キャリア支援専門員の配置 4名

### (1) 出張相談の実施

熊本市役所及び商業施設での出張相談を実施し、求職者と事業所の相談に応じる。

ア 時期、場所 熊本市役所 偶数月に1回  
3か所の商業施設 毎月1回

イ 対象 福祉の職場への就職を希望する方など

### (2) 求人開拓の実施

事業所への個別訪問などにより、センターを活用した求人活動を促進することで、多様な求人を確保し、求職者とのマッチングを強化する。

ア 時期 通年

イ 対象 県内各事業所

### (3) 各種講座での事業案内

ア 福祉関係資格取得講座受講生へのセンター事業案内

イ 退職予定者向けセミナーでのセンター事業案内

### (4) 県内各地域での就職面談会

ハローワークとの共催により、地域での就職面談会を開催し、マッチングの強化を図る。

ア 時期 11月

イ 場所 県内7か所程度

ウ 対象 福祉の職場へ就職を希望する方

### (5) 相談コーナーの設置

面談会、セミナー等の主催事業や関係機関・団体が実施する事業等において、福祉の仕事に関する相談コーナーを設置し、個別の相談に応じることで、福祉職への参入促進を図る。

## □実施計画 イ 求職者支援事業・職場体験事業の実施

将来の福祉の担い手となる児童・生徒及び一般の求職者等に、福祉・介護の仕事を体験する機会を提供し、福祉分野への参入促進と次世代の福祉人材確保に取り組む。

### 1 職場体験事業の実施

福祉・介護の仕事の現場を理解するための職場体験の機会を提供し、就業と定着の促進を図る。

ア 時期 通年（延べ780日程度）

イ 場所 県内各事業所

ウ 対象 福祉の仕事に関心がある児童・生徒及び一般の求職者等

### 2 福祉の仕事入門セミナー、職場見学会の開催

学生や福祉未経験者、中高年者など幅広い層に、福祉の仕事や介護の基礎について学ぶ機会を提供し、福祉の仕事への参入を促進する。

ア 時期 通年（7回）

\* このうち、3回は介護に関する基本的な知識を学ぶ「基礎講座」として実施する。

イ 場所 熊本市

ウ 対象 福祉の仕事や介護の業務に関心のある方

### 3 地域における福祉人材確保事業の実施(新)

福祉の仕事入門セミナー、職場見学会及び面接会等を合同開催することで、福祉・介護の仕事について理解を深めるとともに、地元事業所との面接の機会を設けることで、福祉分野への参入を促進する。

ア 時期 年2回

イ 場所 県内2か所

ウ 対象 地元高校生や福祉人材養成校のUターン就職希望者、福祉の仕事に関心のある方など

### 4 広報・啓発

- (1) 啓発用チラシ・ポスターの配布
- (2) 福祉の仕事アクセスガイド等の配布
- (3) 地域別・業種別福祉施設名簿の配布
- (4) LINE公式アカウントを活用したイベント情報の配信
- (5) YouTubeチャンネルによる福祉人材・研修センター事業の紹介
- (6) Web広告やInstagram等の情報配信ツールの効果的な運用

### 5 紹介就職者の定着・離職に関する動向調査の実施

福祉人材・研修センターの紹介により就職した方を対象に、就職から6か月経過後の定着・離職等に関する動向を調査し、その結果を人材サービス総合サイトに掲示する。

## □実施計画 ウ 保育士再就職支援事業の実施

保育士再就職支援コーディネーターを配置し、個別相談や就職面談会、セミナーの開催などにより、潜在保育士等の再就職を支援することで、保育士不足の解消に取り組む。

### 1 保育士再就職支援コーディネーターの配置 2名

- (1) 求人開拓のための保育所訪問（通年）
- (2) 出張相談の実施

潜在保育士等の掘り起しと再就職支援のため、熊本市役所や商業施設での出張相談を実施し、求職者と事業所の相談に応じる。

ア 時期、場所 熊本市役所 偶数月に1回

3か所の商業施設 毎月1回

イ 対象 保育士等への就職を希望する方など

### 2 保育士向け就職面談会の開催

- (1) 保育のおしごとフェア

ア 時期 7月

イ 場所 熊本市

### 3 潜在保育士等の掘り起こし

- (1) 新規求職者の確保

セミナー参加者や出張相談会等の相談者、保育士養成校の学生などに対して求職登録を促進する。

### 4 セミナー等の開催

- (1) 保育応援カフェ（保育士就職支援研修会）

ア 時期 9月

イ 場所 熊本市

**(2) 保育のお仕事体験会(新)**

保育所を紹介する映像の視聴や現任の保育士による実技指導などにより、保育士の仕事を疑似体験し、保育への理解を深めることで、保育人材の確保を促進する。

ア 時期 2月  
イ 場所 熊本市

**(3) 保育事業所管理者セミナー**

ア 時期 7月  
イ 場所 熊本市

**5 広報・啓発**

潜在保育士等を掘り起し、再就職を支援するために、効果的な広報活動を展開する。

- (1) 保育ニュースの発行 2回
- (2) タウン情報誌等への広告 4回
- (3) 啓発用チラシ、ポスター、リーフレットの配付
- (4) LINE公式アカウントを活用したイベント情報の配信
- (5) Web広告やInstagram等の情報配信ツールの効果的な運用

**□実施計画 エ SNSによる情報発信とオンラインの活用(新)**

SNSによる効果的な情報発信をはじめ、求職者への相談対応やセミナー・講座の開催、求人アドバイザー派遣において、オンライン形式を積極的に活用する。

**(2) 修学等の貸付支援と福祉職のイメージアップ**

**□実施計画 オ 介護福祉士修学資金等貸付事業及び保育士修学資金等貸付事業の実施**

介護福祉士修学資金等貸付事業及び保育士修学資金等貸付事業により、地域の福祉・介護・保育人材の育成・確保・定着を支援するための貸付けを行う。

**1 修学資金等の種類**

**(1) 介護福祉士修学資金等貸付事業**

- ア 介護福祉士修学資金貸付
- イ 介護福祉士実務者研修受講資金貸付
- ウ 離職した介護人材の再就職準備金貸付
- エ 社会福祉士修学資金貸付
- オ 福祉系高校修学資金貸付
- カ 福祉系高校修学資金返還充当資金貸付
- キ 介護分野就職支援金貸付
- ク 障害福祉分野就職支援金貸付

**(2) 保育士修学資金等貸付事業**

- ア 保育士修学資金貸付
- イ 保育補助者雇上費貸付
- ウ 未就学児を持つ保育士に対する保育料の一部貸付
- エ 保育士就職準備金貸付

## 2 貸付審査会の開催

- (1) 介護福祉士修学資金等審査委員会（7月・12月）
- (2) 保育士修学資金貸付等審査委員会（7月）

## 3 啓発用チラシ・SNS等による制度の周知

介護福祉士、社会福祉士、保育士資格の取得を目指している高校生等、又は既に取得している資格を活かした就業を希望する方、その他、関係機関等に対して、貸付や返還免除の要件等を周知し、利活用の促進を図る。

## 4 マッチングとの一体的支援の強化

借受人の就労状況等を分析し、福祉職への就業・定着に向けた課題等を把握することで、無料職業紹介事業との一層の協働を図り、マッチングの強化に取り組む。

## 5 確実な債権管理と事務の効率化(新)

債権管理と事務効率化のために必要なシステムの改修を行う。

## □実施計画 カ 福祉の仕事のイメージアップを目的とした学校訪問や各種協議会等との連携

進路選択を行う若い世代に向けた「福祉の仕事魅力発信・出前講座」の実施により、福祉の仕事に対するイメージを向上させ、将来的な福祉人材の確保を目指す。また、関係機関・団体や各種協議会、社会福祉法人等が実施する、福祉人材のイメージアップを目的とした事業との連携を図る。

### 1 福祉の仕事 魅力発信・出前講座の実施

福祉・介護に従事する社会福祉施設の職員が学校等に直接出向き、福祉の仕事の内容や魅力などについての講話や車いす体験などを実施することで、福祉の仕事を身近に感じてもらい、そのイメージアップを図る。

- (1) 時期 通年
- (2) 場所 中・高・専門学校・大学等（40か所程度）
- (3) 対象 学生等

### 2 広報活動の展開

福祉の仕事の魅力を発信してイメージアップを図り、福祉人材の確保につながるよう効果的な広報活動を展開する。

- (1) 時期 通年
- (2) 広報媒体 福祉の総合情報誌「ゆ〜とぴー」、テレビCM、フリーペーパー、LINE公式アカウント、YouTubeチャンネル、Instagram、Web広告等

### 3 「KAiGO PRiDE」を活用した介護の仕事魅力発信

「KAiGO PRiDE」の動画や写真等を活用した啓発資材を作成するとともに、それを活用した広報・啓発を行い、介護の仕事のイメージアップを図る。

- (1) 動画、テレビCM、小冊子等啓発資材の配信・配布
- (2) 福祉の仕事入門セミナーにおける広報・啓発

### (3) 事業所への採用、定着支援の推進

#### □実施計画 キ 個別訪問による相談事業の実施

専門のアドバイザーが、事業所からの様々な相談に応じ、職員の採用活動、処遇や職場環境の改善など、課題解決への支援を行う。

また、センター紹介による就職者へのフォローアップを行い、定着を促進する。

##### 1 求人アドバイザーによる相談事業の実施

求人アドバイザー（社会保険労務士・公認会計士）が、求人活動や人材確保・定着促進についての専門的な助言を行う。

- (1) 時期 通年
- (2) 対象 社会福祉施設等
- (3) 方法 オンライン又は事業所訪問

##### 2 Webによる情報提供の推進(新)

本会ホームページ内に特設ページを開設し、求人アドバイザー監修による採用活動に関する情報をQ&A方式などで掲載することで、事業所への支援を強化する。

##### 3 紹介就職者のフォローアップ

就職先の事業所を訪問して、採用後のフォローアップを行う。

#### □実施計画 ク 採用力向上及び職員の定着支援

採用力向上のための取組みや効果的な求人方法など、具体的な手法や好事例について学び、新たな人材確保と在職者の定着促進を図るためのセミナーを開催する。

##### 1 事業所向けセミナーの開催

セミナーを開催し、事業所における効果的な求人や採用面接、処遇や職場環境の改善等を支援する。

###### (1) 事業所管理者セミナー

- ア 時期 6月・9月
- イ 場所 熊本市
- ウ 対象 就職フェアに参加する事業所の管理者等

###### (2) 福祉人材採用力向上セミナー

- ア 時期 12月
- イ 場所 熊本市
- ウ 対象 高齢・障がい等事業所の採用担当者

### 推進項目 2 社会福祉従事者研修事業の充実・強化

#### (1) 研修プログラムの企画開発

##### □実施計画 ア 研修意向調査の実施

研修受講者や会員事業所の研修ニーズを踏まえ、組織運営や福祉サービスの質の向上に結び付く知識や技術を習得するための研修プログラムの企画開発に取り組む。本年度は、虐待防止のための人権意識の醸成やコンプライアンス、カスタマーハラスメント対策などに関する研修を新設し、福祉職員の資質向上の支援を強化する。

## 1 研修意向調査の実施

(1) 時期 通年

(2) 方法 各研修受講者及び会員事業所の研修担当者向けのアンケートを実施し、集計結果を分析・考察のうえ、ニーズに沿った研修プログラムを企画する。

## 2 研修企画部会の開催（11月）

研修会の内容等について、各種協議会の代表者や学識経験者などから意見を徴し、次年度の研修会の企画・運営に活用する。

### □実施計画 イ ニーズに対応した研修のスクラップ&ビルドの実施

福祉職員としての経験年数や役職ごとに段階的・継続的に学び、自らのキャリアデザインを描く「生涯研修課程」と対人援助サービスにおいて求められる知識・技術を習得するための「課題別研修」の内容を一層充実し、職員の資質向上を支援する。また、アンケート結果の分析や研修企画部会の意向、他県社協等が実施する研修内容などを参考に、新規研修の企画や既存研修のプログラム見直し、スクラップを行う。

\* 社会福祉従事者研修の受講充足率

令和4年度見込 83%⇒令和5年度目標 95.0%

## 1 ニーズに対応した研修の評価・検討

(1) 時期 11月～1月

(2) 方法 ア 各研修を総合的に評価し、継続の要否を判断する。また、継続実施する場合は一層のプログラムの充実を図る。

イ 研修ニーズに対応した新たな研修プログラムを開発・実施する。

## 2 社会福祉従事者研修事業の実施

### (1) 福祉職員キャリアパス対応生涯研修課程の開催

ア 初任者コース	36人×2日間×2回 2回【オンライン】
イ 中堅職員コース	36人×2日間×1回 1回【オンライン】
ウ チームリーダーコース	36人×2日間×1回 1回【オンライン】
エ 管理職員コース	36人×2日間×1回【オンライン】

### (2) 課題別研修(自主事業)の開催

ア ビジネスマナー研修会	36人×1日間×1回 1回【オンライン】
イ リスクマネジメント研修会	60人×2日間×1回【オンライン】
ウ モチベーションアップ研修会	60人×2日間×1回【オンライン】
エ スーパーバイザー養成研修会	36人×4日間×1回
オ 福祉職場OJT推進研修会	60人×1日間×1回【オンライン】
カ 組織としての業務改善研修会	60人×2日間×1回
キ 職場リーダーの「伝える力」向上研修会	60人×2日間×1回【オンライン】
ク ファシリテーション研修会	60人×2日間×1回【オンライン】
ケ アンガーマネジメント研修会	60人×1日間×1回【オンライン】

コ	相談面接技術研修会	36人×2日間×1回
サ	福祉職員救急法研修会 (救急法基礎講習コース)	30人×1日間×2回
シ	福祉職員救急法研修会 (幼児安全法コース)	30人×1日間×1回
ス	広報担当職員研修会	60人×1日間×1回【オンライン】
セ	福祉職員のための記録研修会	36人×1日間×1回
ソ	チームビルディング研修会(新)	36人×2日間×1回
タ	現場の業務効率化研修会(新)	36人×2日間×1回
チ	メンタルヘルス研修会	オンデマンド配信
ツ	ハラスメント防止研修会 (組織内でのハラスメント対策編)(新)	オンデマンド配信
テ	ハラスメント防止研修会 (カスタマーハラスメント対策編)(新)	オンデマンド配信
ト	BCP策定研修会(新)	オンデマンド配信
ナ	コンプライアンス研修会(新)	オンデマンド配信
ニ	虐待防止研修会(新)	オンデマンド配信

(3) 全国研修への参加者派遣

福祉職員キャリアパス対応生涯研修課程指導者養成研修会(5月)

3 教員免許特例法による介護等体験の受入調整

教職員を目指す学生等の教員免許取得に必要な介護等体験について、事業所との受入れ調整を行い、将来の教育現場における福祉・介護に対する理解促進を目指す。

(1) 教員免許特例法による介護等体験事業の受入調整

「小学校及び中学校教諭の普通免許状授与に係る教員免許法の特例等に関する法律」に基づき介護等体験の受入事業所の調整を行う。

ア 時期 6月～2月(原則として連続5日間の体験)

イ 対象 教員免許取得を目指す学生等

□実施計画 ウ オンライン形式による研修会への移行(新)

感染症拡大の影響を受けない安定性と、受講者の利便性を高めるため、研修効果が担保できるものについては、オンライン形式による研修会の開催へ積極的に移行する。

推進項目 3 県民間社会福祉事業従事者退職共済事業の充実

(1) 加入者の増進

□実施計画 ア 制度の周知

事業や制度の周知を行い、従事者の退職後の生活の安定と事業所における人材の定着と確保の一環として、未加入法人に対し加入の促進に努める。

\* 加入状況

令和4年度見込 40.2%⇒令和5年度目標 41.6%

1 制度の周知

新規加入を促進するため、ホームページや情報誌による制度紹介を行う。

また、各種協議会や本会主催の研修会において、加入案内パンフレットを活用し、未加入事業所や新設事業所に対して、なお一層の制度の周知を図る。

## (2) 制度の充実

### □実施計画 イ 利用しやすい制度への取組み

運営委員会や事務説明会を開催し、加入事業所や従事者のニーズを把握し、制度の充実を図る。

- 1 運営委員会の開催（8月）
- 2 事務説明会の開催
  - (1) 時 期 9月・12月
  - (2) 場 所 熊本市
  - (3) 対象者 加入事業主、事務担当者

### 3 電子届出の導入（新）

加入事業所の利便性向上のため、金融機関と連携し、提出書類の一部を電子化する。

また、電子データを送受信するためのシステムを導入する。

## (3) 安全で効率的な資金運用

金融機関と連携し、安定的な制度運営を行う。また、適切な資産運用を行い、加入者の退職金原資を確保する。

### □実施計画 ウ 安定的な制度運営の推進

- 1 安定的な制度運営の推進  
金融機関と連携し、共済掛金の収納や給付金の支給等の処理を的確に進めることで安定的な制度の運営に努める。  
また、加入者の退職金原資を確保し、退職後の生活の安定に寄与する。

### □実施計画 エ 適切な資産運用

- 1 適切な資産運用  
当面の要支給額の確保や加入事業所への確実な給付ができるよう、財政状況や市場動向を注視しながら、安定的な資産運用を行う。  
また、運用状況の変動等については、金融機関の助言を得ながら適正な対応に努める。

## 推進項目 4 福利厚生事業の充実

### □実施計画 ア 魅力ある会員交流事業の実施

社会福祉法人・社会福祉施設職員の福利厚生を充実させることにより、福祉人材の確保や定着を図るため、会員交流事業等の実施と福利厚生センターの加入促進を行う。

- 1 福利厚生センター加入促進事業の実施  
各種協議会や本会主催の研修会において会員交流事業のチラシを配付するほか、ホームページや福祉の総合情報誌「ゆ〜とぴー」、県社協ニュースへの記事掲載等により加入促進を図る。
- 2 ニーズに沿った事業の実施  
会員交流事業参加者や事業所の福利厚生担当者へのアンケートをはじめ、参加状況の分析等を行い、ニーズに沿った事業を企画・実施する。

### 3 福利厚生事業の充実

#### (1) 福利厚生センター会員交流事業の実施

感染症拡大防止の観点から、会員交流のための食事会や各種ツアー旅行の実施が難しい場合は、福祉厚生センターと協議し、実施可能な手法を用いて魅力ある事業展開を行う。

- ア 人気ホテルやレストランでの食事会
- イ 温泉地、観光地での食事付宿泊
- ウ 映画鑑賞チケット斡旋
- エ 地元スポーツクラブ観戦チケット斡旋 等

### 推進項目 5 福田令寿人材育成基金事業の推進

#### □実施計画 ア 原資の適切な運用

社会福祉士及び精神保健福祉士の受験資格取得を支援し、福祉に携わる専門職の育成を図る。このため、本事業による助成が継続できるように、原資の適切な運用に努める。

#### 1 社会福祉士及び精神保健福祉士受験資格取得の支援

社会福祉事業の職場で勤務しながら通信課程の一般養成施設や短期養成施設で学習する方に対し費用の一部を助成し、社会福祉士及び精神保健福祉士の国家試験受験資格の取得を促進する。

##### (1) 助成対象 次の条件をいずれも満たしている方

- ア 令和6年度に社会福祉士又は精神保健福祉士の一般養成施設、短期養成施設(いずれも通信課程)に入学し、修了後に実施される最初の国家試験を受験すること。
- イ 現在、県内の民間社会福祉事業の職場に勤務中であること。

##### (2) 助成額・人数 1人当たり10万円×5名

#### 2 効果的な事業の周知

ホームページを活用するとともに、市町村社協や社会福祉施設をはじめ、広く関係機関等に募集チラシを配布するなど事業の周知を図る。

推進項目 1 情報発信の充実・強化

(1) 情報誌等の充実

□実施計画 ア 福祉の総合情報誌「ゆ〜とぴー」の充実

社会福祉の動向や県内の先駆的・先進的な地域福祉活動の取り組みなどの最新で有益な情報の提供を図る。

1 掲載内容の充実及び地域に密着した情報発信の強化

社会福祉の最新の動向を掲載する。また、県内における先駆的・先進的な地域福祉活動の取り組み等を掲載することにより、内容の充実や地域に密着した情報を発信する。

- (1) 回数 年2回
- (2) 部数 5,000部×2回
- (3) 規格 A4版、12ページ、フルカラー
- (4) その他 ホームページへも掲載

□実施計画 イ 県社協ニュースの充実

事務局と役員、評議員、市町村社協及び関係機関・団体との意思疎通や、本会への理解促進を図るために、本会の動向に関する最新情報を提供する。

1 紙面構成の充実

本会の動向に関する最新情報を掲載する。また、写真やグラフ等を活用した「見やすい・読みやすい」紙面づくりに努める。

- (1) 回数 月1回
- (2) 部数 320部×12回
- (3) 規格 A4版、4ページ、フルカラー
- (4) その他 ホームページへの掲載

2 県社協ニュースの電子化（新）

より多くの情報を迅速に届けるため、電子化を推進する。

- (1) 時期 通年
- (2) 内容 活用する電子媒体を検討し、電子化を図る。

(2) 県社協ホームページの充実

□実施計画 ウ 最新情報の掲載

職員のホームページ管理システムの操作技術向上を図り、最新情報を掲載する。また、各種SNSと連動させた積極的・効果的な情報発信を行う。

(3) 福祉週間等、各種啓発行事の情報提供

□実施計画 エ 児童福祉週間及び老人週間普及・啓発のためのポスター頒布

各種ポスターの頒布を通じて、児童福祉週間と老人週間の普及・啓発を図る。

- 1 児童福祉週間（5月5日～11日）の普及・啓発のためのポスター頒布
- 2 老人週間（9月15日～21日）の普及・啓発のためのポスター頒布

## 推進項目 2 社会福祉に関する調査研究の実施と活用

### □実施計画 ア 調査結果の研究及び活用

「市町村社協便覧」の調査データや市町村社協活動支援個別訪問で得られた情報をもとに、地域の特性や市町村社協の課題などを分析し、近隣社協やブロック内社協との協働事業など、市町村のエリアを越えた広域的な事業の企画・実施を推進する。

## 推進項目 3 法人運営事業の充実・強化

### (1) 組織体制の強化

#### □実施計画 ア 会務・事業の状況等の情報提供

業務執行の決定機関である理事会と、運営に係る重要事項の議決機関である評議員会の役割・機能が、なお一層発揮できるように、会務運営や事業の執行状況等の情報提供を行う。

##### 1 会務の運営

###### (1) 理事会の開催

ア 時期 6月・12月・3月

イ 場所 熊本市

###### (2) 評議員会の開催

ア 時期 6月・12月・3月

イ 場所 熊本市

###### (3) 監査の実施

ア 時期 5月

イ 場所 本会事務局内

###### (4) 経営会議の開催

ア 時期 月1回

イ 場所 本会事務局内

##### 2 事業の状況等の情報提供

役員・評議員が常に本会の情報を把握できるよう、「県社協ニュース」などで、定期的に会務運営や事業の執行状況等の情報を提供する。

また、ホームページや情報誌を活用し、的確に情報発信を行い、会員をはじめ、幅広い分野の関係機関・団体・関係者や福祉分野以外の企業などに、本会事業への理解や協力促進を図る。

#### □実施計画 イ 役員等研修会の開催

法人経営体制の強化を進めるための研修会を開催し、課題の共有化と役員相互や役員と職員間との意思の疎通を図る。

##### (1) 役員等研修会の開催

ア 時期 12月

イ 場所 熊本市

ウ 対象 本会の理事・監事・評議員等

エ 内容 外部講師による講演等

##### (2) 社協・福祉施設等現地訪問研修

ア 時期 11月

イ 場所 未定

ウ 対象 本会の理事・職員

エ 内容 社協・福祉施設との情報交換

## □実施計画 エ 情報公開の推進

本会の運営の透明性を確保するため遅滞なく情報を開示する。

- 1 運営の透明性の確保と社会福祉法人としての説明責任を果たすため、本会の事業内容や財務状況をホームページと「社会福祉法人の財務諸表等電子開示システム」に遅滞なく公開する。

## (2) 自主財源の増強

### □実施計画 ウ 自主財源確保のための各種施策の実施

自主財源確保のため、社会福祉手帳の頒布、家庭用常備薬のあっせん、資料への広告掲載、ホームページのバナー広告、自動車保険等の事務代理手数料など、付帯的収益事業を実施するとともに、他県社協の有益な情報を収集する。

また、長期の運用が可能な資金については、資産運用により受取利息収入の増強を図る。

- 1 社会福祉手帳及び民生委員手帳の頒布

社会福祉法等や県内外の関係機関・社協、県内施設・団体等の名簿、市町村別人口等など、社会福祉に関する豊富な資料を掲載した手帳を作成・頒布する。

(1) 時期 11月

(2) 部数 社会福祉手帳1,000部、民生委員手帳4,300部

- 2 各部署でのピンバッジなどのグッズ販売や家庭常備薬のあっせん、福祉保険サービスの広告掲載等の付帯的収益事業を実施するとともに、他県社協の有益な情報を収集する。

- 3 資産運用による利息収入の増強

長期の預け入れが可能な資金については、安全性の高い債券等での運用を基本に、マーケット環境を踏まえながら経済合理的な運用を行い、利息収入の増強を図る。なお、短期的な預け入れしか認められていない資金については、定期預金等での運用を基本に、安全性の高い運用・管理を行う。

## (3) 適正な業務執行体制の確立

総合計画の進行・管理・評価を行うことで、継続性・計画性に基づいた事業展開を図る。

また、内部監査の実施により、事業執行に関する業務プロセスの適正性・効率性を監査し、経営の安定化に努める。

会計監査受審上の課題を整理することで、ガバナンス強化に向けた取組みに努める。

### □実施計画 エ 総合計画の管理

- 1 事業実施状況や数値目標に対する達成率などの把握・分析を行い、進捗状況の把握と評価を行う。また、令和4年度に実施した中間評価で明らかになった課題等について、確実に改善を行っているか取組状況を把握する。

(1) 事業別ヒアリング（事業報告・事業計画・自己評価）

ア 時期 4月・9月・2月

イ 場所 本会事務局内

**□実施計画 オ 内部監査の着実な実施等による業務の適正性・効率性の確保と内部統制機能の強化**

1 効果的な内部監査の実施により、なお一層の適切な事業・予算執行、業務の適正性を確保する。

(1) 時 期 9月～10月

**□実施計画 カ 会計監査人による会計監査の実施**

1 監事監査、内部監査との連携のもと、課題の検出と改善を図り、適正な法人運営を確保する。

(1) 時 期 4月・5月・12月・2月

(2) 場 所 本会事務局内

**推進項目 4 事務局体制の充実・強化**

**(1) 事務局職員の情報共有と意識改革による資質の向上**

職員間の情報の共有と意識改革、資質向上、コンプライアンスの強化等を図るため、職員研修を実施する。また、事務局職員の知識やスキルを高めるため、研修計画を立てOFF-JT研修を実施する。なお、研修においては、全社協等が主催する研修会を効果的に活用する。

また、「よかボス宣言」に基づき働きやすい環境づくりを推進する。

自己啓発援助制度(SDS)として、本会職員に対する社会福祉士資格取得のため必要な費用の一部を助成する。また、衛生管理者や防災士など業務に必要な資格取得や専門講座の受講を支援する。

**□実施計画 ア 事務局職員の情報共有化とコンプライアンスの強化**

1 職員の資質向上と情報の共有化のための職員研修等の実施

(1) 新規採用職員等研修会

ア 時 期 4月

イ 場 所 本会事務局内

(2) 職員基礎研修会

ア 時 期 年3回程度

イ 場 所 本会事務局内

(3) 職員研修会

ア 時 期 年2回程度

イ 場 所 本会事務局内

2 コンプライアンスの強化

本会が定める諸規程等を必要に応じて見直し、法令を遵守した適正な法人運営に務める。見直し後は、職員への周知を徹底し、コンプライアンスの強化を図る。

**□実施計画 イ 「よかボス宣言」の実施**

1 働きやすい職場環境づくり

(1) 「よかボス宣言」に基づき、利用可能な各種制度に関する周知を行い、職員が安心して働ける職場環境づくりを推進する。

(2) 衛生委員会の開催

ア 時 期 月1回

イ 場 所 本会事務局内

#### □実施計画 ウ 職員研修(OFF-JT)の充実

本会職員及び無期転換職員のキャリアに応じて、年度当初に研修計画を立て、全社協や本会福祉人材・研修センター等が主催する研修・講座等を受講することにより、職員のキャリアアップや資質の向上を図る。

#### □実施計画 エ 資格取得の支援の充実

- 1 職員のスキルアップやモラールアップを図るため次の支援を行う。
  - (1) 社会福祉士の資格取得のための助成支援  
社会福祉士の資格取得に必要な費用の一部を貸し付け、本会職員に求められる専門性を高める。
  - (2) その他業務に必要な資格取得や専門講座の受講の支援  
衛生管理者、防災士、ボランティアコーディネーション3級など、本会の職務執行に必要性の高い資格取得や専門講座等の受講について、受講料や旅費等の費用負担などを行い、職員のスキルアップを図る。

### (2) 災害に備えた体制整備

#### □実施計画 オ 事業継続管理(BCM)の実施

災害に備えた組織体制の整備を図るため、事業継続計画(以下、「BCP」という。)の職員への周知や災害対応訓練を実施するとともに、計画内容の見直しなど、BCPの点検・改訂を行う。

- 1 BCPの職員への周知
  - (1) 時期 4月
  - (2) 対象 新規採用職員(改訂時は全職員)
- 2 災害対応訓練の実施
  - (1) 時期 年1回
  - (2) 対象 本会全職員
  - (3) 内容 情報通信アプリ「LINE WORKS」を用いた安否確認訓練等
- 3 BCPの点検・改訂  
災害対応訓練から把握したBCPの不備や改善点等について協議し、必要に応じて見直しを行う。
  - (1) 時期 年1回程度
  - (2) 場所 本会事務局内

### (3) ICTを活用した業務効率化の推進

本会事務局内に設置しているデジタル推進委員会を中心に、ICTの利活用に向けた課題整理や分析を行い、業務の効率化を検討する。

- 1 デジタル推進委員会の開催
  - (1) 時期 隔月1回
  - (2) 場所 本会事務局内